

## 春日井市区町内会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動の推進を図るため区、町内会又は自治会に助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の要件を満たす団体で、市長の認めるものとする。

- (1) 区、町内会又は自治会で市に届出をしたもの。
- (2) 事業遂行のため自ら管理・運営し、かつ、適正に経理・監査する能力を有するもの。

(補助対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、住民相互の連携と地域社会の発展を図るため、自主的、主体的に行う事業とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年4月1日現在における区、町内会又は自治会の加入世帯数に600円を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付申請をしようとする者は、春日井市区町内会助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 区、町内会又は自治会の役員名簿
- (2) 当該年度の収支予算書
- (3) 当該年度の事業計画書
- (4) 前年度の収支決算書
- (5) 前年度の事業報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、春日井市区町内会助成金交付決定通知書（第2号様式）により、前条の申請者に通知しなければならない。

(助成金の交付方法)

第7条 助成金は、前条の規定による交付決定通知後、前条の交付決定を受けた者の請求に基づいて交付する。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還をさせることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(書類の提出部数)

第9条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市区町内会助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市区町内会助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住 所  
団体名  
役職名  
氏 名

年度春日井市区町内会助成金交付申請書

区町内会助成金の交付を受けたいので、春日井市区町内会助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 助成金申請額 円
  
- 2 加入世帯数 世帯（4月1日現在）
  
- 3 添付書類 (1) 年度事業報告書  
(2) 年度収支決算書  
(3) 年度事業計画書  
(4) 年度収支予算書

第2号様式

春 第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年度春日井市区町内会助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありましたこのことにつきまして、次のとおり交付します。

助成金決定額 金 円

(内訳 1世帯当たり600円× 世帯= 円)